

○飯塚市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成19年5月23日

飯塚市告示第64号

改正 H27-126、H28-134、H28-199、H29-180、H30-144

(趣旨)

第1条 私立幼稚園(以下「幼稚園」という)の入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の負担が困難な者に対して、幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が保育料等の減免をする場合に、市が行う幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助金の対象者は、飯塚市に住所を有する園児の保護者に対して保育料等の減免を行う設置者とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、幼稚園に在園する園児の保護者に対して保育料等の減免を行う事業とする。

(補助金の額及び対象経費)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を限度額(年額)とする。

2 補助の対象となる経費は、入園料及び保育料(平成26年4月1日以降に加えた給食費を除く。)の合計額とする。

(H27-126全改、H28-199一改)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 私立幼稚園入園料・保育料の減免方法等証明書兼振込口座届出書
- (2) 在園証明兼園児名簿
- (3) 私立幼稚園入園料・保育料の減免措置に関する調書

(H28-199追加)

(補助金の決定等)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、補助金を交付するか否かを決定し、その旨を設置者に通知するものとする。

(H28-199追加)

(補助金の請求)

第7条 設置者は、前条の規定による補助金交付決定の通知に基づき、補助金交付請求書により請求するものとする。

(H28-199追加)

(補助金の交付)

第8条 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、第6条の規定による交付決定額の範囲内で、概算払により補助金を交付するものとする。

(H28-199追加)

(実績報告)

第9条 設置者は、補助事業を完了した後15日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出するとともに、補助金を精算しなければならない。

(H28-199追加)

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

(H28-199繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日 告示第126号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月28日 告示第134号)

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月8日 告示第199号)

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年6月5日 告示第180号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年5月31日 告示第144号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

(H28-134、H29-180、H30-144一改)

(単位：円)

階層区分		補助金年額		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯		308,000	308,000	308,000
市町村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	308,000	308,000	
市町村民税所得割非課税世帯		227,800	308,000	
市町村民税所得割課税額	ひとり親等の世帯	277,800	308,000	
77,100円以下(推定年収～360万)		145,800	223,000	
市町村民税所得割課税額 211,200円以下(推定年収～680万)		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯		—	154,000	